

麻生区役所区民サービス部番号表示システム等導入に伴う企画提案募集要項

1 趣旨

麻生区役所区民サービス部では、窓口において来庁者の呼出を行うための番号表示システム（ディスプレイ）及び待合情報発信機能付き番号発券機（番号発券システム）を導入するに当たり、設置費用や運営経費等の削減に繋がる企画を募集する。ディスプレイの一部に広告を表示することができる。

2 募集概要

応募者から受けた企画提案の内容を、別紙の評価基準に基づき総合的に評価し、最も評価点の高い提案を採用企画提案として決定する。（公募型プロポーザル方式）

3 設置場所の概要

- (1) 名称 麻生区役所（2階及び4階）
- (2) 所在地 川崎市麻生区万福寺 1 丁目 5 番 1 号
- (3) 開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、第2、第4土曜日及び年度末の特休日は午前8時30分から12時30分まで一部開庁）
- (4) 閉庁日 土曜日（第2、第4土曜日、及び年度末の特休日を除く。）、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

4 システム等の設置・運用の期間等

システム等設置・運用の期間、広告掲載の開始日等、運用の期間は、いずれも令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間。

なお、機器の設置及び撤去に要する工事等に必要な期間は、事前に調整するものとする。

5 応募資格

- ・「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。
- ・川崎市税の滞納がないこと。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ・川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- ・川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な

関係を有すると認められる者ではないこと。

6 申し込み方法等

(1) 申込受付期間

令和3年8月6日(金)から令和3年8月23日(月)17時まで(必着)
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

(2) 申込受付場所

〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
麻生区役所区民サービス部区民課

(3) 提出書類

ア 企画提案参加意向申出書(第1号様式)(1部)

イ 役員等氏名一覧表及び同意書(第2号様式)(1部)

ウ 会社概要(1部)

エ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出すること。

オ 代表者の印鑑証明書(法務局に届出したもの)

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出すること。

カ 国税の納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」)

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出すること。

キ 市税の納税証明書(川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ)

(ア) 法人市民税

申込時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書(滞納がないもの)をそれぞれ1部提出すること。

(イ) 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

令和元年度及び令和2年度の納税証明書(滞納がないもの)をそれぞれ1部提出すること。

(ア)(イ)いずれも申込前3か月以内に取得した原本を提出すること。

(4) 提出方法

申込受付期間内に(3)の提出書類を、直接持参又は郵送(必着)により提出すること。

(5) 質問等への対応

ア 質疑の受付期間

令和3年8月13日（金）17時まで

イ 提出方法

「麻生区役所区民サービス部番号表示システム等導入に関する質疑書」（第3号様式）をEメールで提出すること。

Eメール：73kumin@city.kawasaki.jp

ウ 回答方法

質問に関する回答は、約1週間後を目途にEメールで回答する。

※質問・回答等の内容は、質問者の社名を伏せた状態で他の参加申込者と共有することとなる点に留意すること。

7 申込後の流れ

(1) 応募資格の確認

申し込みのあった事業者を対象として、応募資格の確認を行い、その結果を企画提案参加通知書により通知する。（第4号様式）

(2) 企画提案書の事前提出

通知を受けた事業者は、令和3年9月1日（水）までに企画提案書15部を、直接持参又は郵送（必着）により麻生区役所区民サービス部区民課まで提出すること。企画提案書の書式は自由とし、A4版横書きで表紙を除き30ページ以内とする。企画提案書の必須事項は、別紙の評価基準に基づく提案とするほか、会社概要及び類似業務実績とする。なお、提出した資料は返却しないものとする。

(3) 企画提案評価委員会の開催

提出された企画提案書によりプレゼンテーションを行っていただき、別表「評価基準」に基づき麻生区役所区民サービス部番号表示システム等導入に係る企画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）において審査を行う。

(4) プレゼンテーション（日程等の詳細は後日通知する）

ア 実施日

令和3年9月上旬頃

イ プレゼンテーション概要

申込業者ごとに、市に対して企画提案書の内容説明を持ち時間25分間で行い、これに引き続き15分間を目途に質疑応答を行う。

(5) 事業者の選定

事業者の提案に対し、評価委員会において、別紙の評価基準に基づき審査を行

い、評価点の最も高い事業者を設置事業予定者、次点の事業者を次点者として決定する。

(6) 審査結果

審査結果は書面にて郵送で通知するが、審査結果や内容についての問合せには応じない。

(7) 契約などの締結

設置事業予定者の決定後、設置運用に関する詳細を協議の上、速やかにシステム等の設置及び運用に関する契約を川崎市と締結する。

8 その他

申込み、企画提案書作成及びプレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担とする。